

新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第45号

新潟県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県訓練手当支給規則（昭和44年新潟県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「施行規則」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで及び第10号から第12号まで並びに施行規則附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長（以下「安定所長」という。）の指示により、公共職業能力開発施設における<u>職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の認定に係る職業訓練</u>を受けているものに対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本手当)</p> <p>第4条 基本手当は、<u>前条の規定に該当する者</u>（以下「支給対象者」という。）が<u>職業訓練</u>を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間については、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受給資格の申請及び認定等)</p> <p>第11条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書（別記第1号様式）（以下「認定申請書」という。）及び<u>職業訓練通校届</u>（別記第2号様式）（以下「通校届」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2号様式（第11条関係）</p> <table border="1"><tr><td style="text-align: center;"><u>職業訓練通校届</u></td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	<u>職業訓練通校届</u>	(略)	(略)	(略)	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「施行規則」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の3まで及び第10号から第12号まで並びに施行規則附則第2条第1項第2号に掲げる者のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長（以下「安定所長」という。）の指示により、公共職業能力開発施設における<u>訓練</u>を受けているもの（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本手当)</p> <p>第4条 基本手当は、支給対象者が<u>公共職業訓練</u>を受ける期間の日数に応じて支給する。ただし、支給対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間については、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(受給資格の申請及び認定等)</p> <p>第11条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書（別記第1号様式以下「認定申請書」という。）及び<u>公共職業訓練通校届</u>（別記第2号様式）（以下「通校届」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第2号様式（第11条関係）</p> <table border="1"><tr><td style="text-align: center;"><u>公共職業訓練通校届</u></td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	<u>公共職業訓練通校届</u>	(略)	(略)	(略)
<u>職業訓練通校届</u>									
(略)									
(略)									
(略)									
<u>公共職業訓練通校届</u>									
(略)									
(略)									
(略)									

第2条 新潟県訓練手当支給規則の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第12条関係）

訓練手当支給申請書（ 年 月分）

年 月 日

様

住所
申請者 氏名 ㊟

訓練手当の支給を下記のとおり申請します。

① 訓練が行われなかった日		④ 備 考		※訓練生出席簿照合済	
② 訓練を受けなかった日	疾病・負傷による場合				
	やむを得ない理由による場合				
	やむを得ない理由がない場合				
③ 家族と別居して寄宿していない日					
手 当 区 分	日 数	日 額 (月 額)	金 額		
⑤ 基本手当					
⑥ 技能習得手当	(1) 受講手当				
	(2) 通所手当				
⑦ 寄宿手当					
⑧ 合計金額				㊟	

訓練施設による受講証明

右のカレンダーに該当する印を付けてください。

- (1) 訓練が行われなかった日 =印（取消線）
(2) 訓練を受けなかった日 ×印

月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

特記事項

上記の記載事実誤りのないことを証明する。

年 月 日

訓練施設の長の氏名 ㊟

注 1 ①欄から③欄までは該当する日を記入すること。

2 ④欄は①欄から③欄までの日数について具体的事情、その他必要な事項を記入すること。

3 訓練施設の長の証明欄は、新潟県立職業能力開発校の施設内において行う訓練以外の場合に使用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。